

島田市 産後ケア事業

出産はお母さん、ご家族にとってとても大きな出来事です。お母さんとご家族、そして生まれてくる赤ちゃんが健やかに生活できるように「産後ケア事業」を実施しています。利用時にかかる費用の一部を島田市が助成します。

利用できる方

出産後、1年以内のお母さんとお子さんで下記に当てはまり、産後ケアが必要と判断された者

- ・島田市内に住民票がある方
- ・お母さんの産後の体調や育児に不安のある方
- ・ご家族からの援助が受けられない方

*感染症にかかっている場合や、医療行為が必要な場合は、対象となりません。

ケアの内容

利用される方に応じて、次のケアを行います

- ・お母さんの健康管理
- ・お母さんの気持ちのケア
- ・授乳に関するケア
- ・赤ちゃんのお世話についてのアドバイス・相談
…など

種類と利用料・実施機関

	島田		藤枝					焼津				
	しのほら産科 婦人科医院	つばさ助産院	いしかわレディ ースクリニック	ウィメンズケア 助産院 midori	さち助産院	とみおか母乳 ケアhouse	藤枝授乳コンサル タントもへもへ	RUN助産院	片山母乳相談室	そら助産院	繭のいえ助産院	前田産科 婦人科医院
短期入所（ショートステイ）型 1泊 10,000円 *条件によって減免あり *食事代など実費徴収あり 利用日数：6泊まで	○					○		○			○	○
通所（デイサービス）型 ① 2時間以上 1回 2,000円 ② 2時間未満 1回 1,200円 *条件により減免あり *食事代など実費徴収あり 利用回数：居宅訪問と合わせて7回まで	① ②		②	②	②	① ②	②	① ②	②	① ②	① ②	① ②
居宅訪問（アウトリーチ型） 1回 1,400円 *条件によって減免あり *交通費実費徴収あり 利用回数：通所と合わせて7回まで	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

【お問合せ】島田市健康づくり課
TEL：34-3285

申請・利用方法



連絡する

困っている事や心配な事を健康づくり課にご連絡ください。

担当者との面談

担当保健師がママの困りごとや不安などをお聞きし、総合的に判断したうえで、必要と思われるサポートを紹介します。状況によっては、産後ケア事業以外のサポートが適切となる場合もあります。どのサポートを希望するかにあわせ、必要な手続きを行います。複数のサービスを利用する事（例えば、産後ケア事業と育児サポーター派遣事業を利用するなど）も可能です。利用日も相談し、実施施設に仮予約します。

相談の結果、産後ケア事業を希望の場合

利用申請

- 【申請に必要なもの】
- ①産後ケア事業利用申請書
 - ②産後ケア事業費用負担特例額対象者証明書交付申請書（必要な場合のみ）
 - ③印鑑（②を提出する場合のみ）
- 【申請先】健康づくり課（保健福祉センターはなみずき内）

利用承認

後日、島田市より「産後ケア事業利用承認通知書」等が届きます。

サービスの利用

実施施設に連絡し、利用に必要なもの、時間等について確認します。日程が決まったら、担当保健師にもお知らせください。予約日にサービス（産後ケア）を利用してください。

利用料の支払い

ケアが終了したら、利用料を実施施設に直接お支払いください。